

村田町第3期事業継続応援給付金 期間延長のお知らせ

発行日：令和4年9月30日

- 【変更点】
- ・売上減少を対比する対象期間が
令和4年4月から同年9月まで延長されます。
 - ・申請期間が令和4年12月15日まで延長されます。

通常枠の対象事業者

給付金額：20万円

- ① 個人事業者は、住所が村田町内にある方。
法人事業者は、村田町の法人町民税の課税対象となる法人。
- ② 令和4年4月1日以前から事業により事業収入を得ており、今後も村田町内で事業を継続する意思がある方。
- ③ 直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④ 令和4年4月から同年9月までの間の任意の連続した3か月間（以下「対象期間」といいます。）の事業収入合計が、令和元年、令和2年又は令和3年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していること。

※小規模事業者枠との同時申請はできません。

※性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。

※法人事業者は資本金等の額が3億円以下である必要があります。

小規模事業者枠

給付金額：10万円

上記の「通常枠の対象事業者」の要件のうち、③の要件について、
「500万円以上」を「200万円以上」に範囲を拡大。 ※通常枠との同時申請はできません。

申請の際に必要な書類（通常枠・小規模事業者枠共通）

- ① 確定申告書の控え ※收受日付印が押印されているもの。
 - ② 法人の場合は法人事業概況説明書の控え
 - ③ 売上台帳、帳面その他の書類で、月間事業収入がわかるもの
 - ④ 誓約書
 - ⑤ 通帳等の写し（表紙・通帳見開き1ページ目、振込先口座・口座名義がわかる部分）
 - ⑥ 個人の場合は本人確認書類の写し
- ※ 様式は、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記までご連絡ください。

申請先・問い合わせ先

〒989-1392 村田町大字村田字迫6番地

村田町役場まちづくり振興課 宛

【問い合わせ電話番号】 0224-83-2113

村田町HP
第3期
事業継続
応援給付金

